

## 健康診査・がん検診が始まっています

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

### 【健康診査】

三豊市・観音寺市の指定医療機関または下記の集団検診で受診できます。受診の際には、6月に届いた「水色の封筒一式」と「健康保険証」を必ずご持参ください。

結核・肺がん検診は、集団検診と一緒に受けることができます。ただし、医療機関での検診はできませんので、ご注意ください。

種類	月日	時間	場所
医療機関検診	10月31日(土)まで	医療機関に お問い合わせください	三豊市・観音寺市の 指定医療機関
集団検診	7月13日(月)	午前9時～11時30分 午後1時30分～3時	マリンウェーブ
	7月14日(火)		
	7月15日(水)		
	7月16日(木)		
	7月22日(水)		
	7月23日(木)		山本町保健センター
	7月24日(金)		

※平成27年度健康診査の集団検診は、7月24日(金)が最終日となります。

### 【がん検診】

医療機関検診または集団検診のどちらかで受診できます。申し込みがまだの方は、健康課までお問い合わせください。(結核・肺がん検診、胃がん検診は集団検診のみ)

#### ◆医療機関検診◆

乳がん、子宮頸がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルスの検診は、三豊市・観音寺市の指定医療機関で受診できます。

#### ◆集団検診◆

場所	月日	受付時間		託児時間
		子宮頸がん検診	乳がん検診	
山本町保健センター	7月27日(月)	午後1時30分 ～3時 (午後2時検診開始)	個人通知で お知らせし ます	午後1時30分～ 検診終了まで
	7月28日(火)			
財田町公民館	8月3日(月)			
仁尾町体育センター	8月6日(木)			
	8月7日(金)			
三野町保健センター	8月11日(火)			
	8月12日(水)			
	8月13日(木)			

検診の案内は、子宮頸がん検診と乳がん検診が7月中旬、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診は9月初旬に、申し込みをしている人に届きます。

高瀬町、豊中町、詫間町での子宮頸がん、乳がん検診は、広報8月号でお知らせします。

## 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ

市民課 ☎73-3005

善通寺年金事務所 ☎0877-62-1661

### 短期年金受給者は「所得状況届」を忘れずに届け出が必要

7月は国民年金(短期年金)受給者が「所得状況届」を提出する月です。

#### ●20歳前に初診日のある傷病などによる障がい基礎年金や障がい福祉年金からの裁定替えにより、障がい基礎年金を受給中の人の人

年金コード…2750 2850  
受給者には日本年金機構から所得状況届が送付され、この届け出により、毎年所得審査を行っています。

所得の申告をしていない場合、年金の支給が一時的に停止されることがありますので、収入がない受給者も必ず所得の申告をしてください。

また、平成27年1月2日以降に住所を変更した受給者は、同年1月1日に住民登録をしていた市区町村で、平成27年度所得・課税証明書(平成26年分所得)の交付を受けて、所得状況届と一緒に提出してください。

国民年金保険料を納め忘れていて、万一、障がいや死亡といった不慮の事

### 保険料の納付が困難なときは免除制度などをご利用ください

国民年金保険料を納め忘れていて、万一、障がいや死亡といった不慮の事

態が発生すると、障がい基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。免除や猶予を受けることで、老齢・障がい・遺族基礎年金の受給権を確保することができます。

また、法律の改正により、2年1ヵ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある人は、市民課または善通寺年金事務所へご相談ください。

#### 免除申請

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請により全額または一部が免除されます。

#### 若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により全額猶予されます。

#### 承認期間

7月から翌年6月(申請日が1月から6月の場合はその年の6月)までです。

免除を受けるためには、毎年申請書の提出が必要ですが、全額免除と若年

者納付猶予に限り、引き続き免除・猶予を希望する場合は、毎年の申請は不要です。

ただし、退職や被災を理由に承認された場合は、継続免除の対象にはなりません。また、税の未申告により前年所得が確認できないときは、改めて申請が必要になる場合があります。

#### 追納制度

免除・猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

### 社会保険労務士による無料年金相談

日時 7月8日(水)

午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

持参物 年金手帳や年金証書など、基礎年金番号が確認できるもののほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人であることを確認できるものが必要です。

▼問い合わせ

街角の年金相談センター

高松(オフィス)

☎087(811)6020